## 4月から事業場における火災災害が多発中!!

当署管内において、令和6年4月以降、事業場における火災災害が14件発生しています。うち3件で火傷や煙を吸う等により被災者も発生しています。

火災災害が発生すると、人的、物的損失が膨大になる可能性が高いことから火災 災害防止のための対策を徹底してください。

## 災害事例

化学物質製造工程において、撹拌容器のマンホールを開けて容器内に原材料物質を投入していた際に、帯電した静電気がスパークし、容器内の有機溶剤ガスが燃焼した。噴出した火炎で労働者が火傷した。



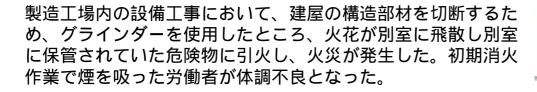
化学物質製造工程において、化学物質を送液する樹脂製の配管が、流体の静電気スパークで損傷しピンホールが発生し、ピンホールから漏れた化学物質が静電気スパークにより燃焼し火災が発生した。



事業場敷地内に設置されている太陽光発電設備について、パワーコンディショナー(制御盤)内部の電気部品が経年劣化によりショートし、火災に至った。



フライヤー清掃作業を行う際に、加熱ヒーターを停止しなかったため油温度が上昇し続け、また過昇温防止装置が経年劣化により故障していて作動しなかったことにより、油が発火し火災が発生した。煙を吸った労働者が体調不良となった。





事業場の資材置き場から出火し、一部の資材等が燃えた。



自然発火性物質の運搬用容器の洗浄作業において、洗浄液(有機溶剤)を液送する前に容器内を窒素置換するため、容器の1次側ノズルに窒素ノズルを接続し、バルブを開放したところ、容器2次側のバルブ接続部から内容物質が漏れ出し、自然発火により燃え、火災が発生した。

概要図出典:職場の安全サイト



郡山労働基準監督署

(R6.11)

## 発生原因

- ▶ 危険物を取扱う作業について、作業手順書が作成されていなかった、または 内容に不備があったため、作業者が作業手順を誤った。
- ▶ 作業者への作業手順等の教育・周知が不十分であったため、作業者が手順を 順守せず、また手順を省略した。
- ▶ 化学物質を送液する配管を更新する際、リスクアセスメントを実施しておらず静電気スパークによるリスクに対する対策を講じていなかったこと。
- ▶ 作業中の静電気の帯電についてリスクアセスメントを実施しておらず、除電が不十分であったため、静電気スパークが発生し危険物に引火した。
- ▶ 作業者が周囲の危険物の存在を認識しておらず、安易にグラインダーによる 切断作業を行ったため、火花が飛散し危険物等に引火した。
- ▶ 製造装置の過昇温防止(安全)装置が、経年劣化による故障(誤作動)で作動せず、昇温が停止せず火災が発生した。
- 電気キュービクル(配電盤)の電気部品等が経年劣化によりショートし、火 災が発生した。

## 防止対策

- ◆ 作業手順書作成の有無を点検し、未作成の作業や内容に変更があった作業については、早急に作業手順を定め、作業手順書を作成する。
- ◆ 化学物質を取り扱う設備について、リスクアセスメントの実施の有無を点検し、未実施の場合は早急に実施する。リスクは有害要因(衛生)のみでなく、 危険要因(安全)についても計上する。
- ◆ 作業者への作業手順等の教育・周知を行う。特に新規の作業者に対する教育 や頻度の少ない作業、作業内容が変更された作業の教育は、教育終了後に作 業者が正しく理解しているかを確認し、理解度が不十分の場合は繰り返し実 施する。
- ◆ 危険物を取扱う作業について、静電気スパークを防止するため、帯電するお それのある箇所を点検し、除電措置を講じる等、静電気対策を実施する。
- ◆ グラインダーやアーク・ガス溶接等点火源となるおそれのある機械等を使用する場合は、作業開始前に周囲の作業環境や危険物等の火災のリスクについて調査し、措置を講じてから作業を行う。発注者とも情報を共有する。
- ◆ 安全装置について定期点検を行い、外観の損傷のみでなく、動作試験等を実施し、適正に作動することを確認する。
- ◆ 機械設備等については定期的に点検・検査を実施し、使用部品等に経年劣化を認めた場合や、耐用年数を経過した場合には速やかに交換する。

